

●違反行為想定事例

委託事業者が代金の額の引き下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

💡改正のポイント

協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合も、協議に応じない一方的な代金決定に該当し、禁止されます。

この他にも禁止項目には「受領拒否」や「返品」、「買ったたき」、「購入・利用強制」、「報復措置」、「不当な給付内容の変更、やり直し」等もあります。以下のQRコードから詳細な内容をしっかり確認しておきましょう！

④これって違反じゃないの・・・？もし、不当な扱いを受けたときには

もし取引内容に不安がある場合は、早めに専門機関へ相談しましょう。
公正取引委員会や中小企業庁、各地域の経済産業局には専用の窓口が設置されています。

相談窓口

公正取引委員会
近畿中国四国事務所 取適法担当
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館
☎06-6941-2176 (直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課
取引適正化推進室
〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎1号館
☎06-6966-6037 (直)

(公財) 全国中小企業振興機関協会
「取引かけこみ寺」
(電話相談・オンライン相談など)



参考資料

政府広報オンライン
「2026年1月から下請法が「取適法」に！
委託取引のルールが大きく変わります」

公正取引委員会 中小受託取引適正化法(取適法)
ガイドブック・パンフレット



③受注側も知っておきたい！やってはいけないNG行為と改正ポイント

委託事業者には11項目の遵守事項が定められています。
本稿では、改正で追加された禁止行為に関連した3項目について説明します。

①代金の支払遅延

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ、支払遅延になります。



●違反行為想定事例

検収後に支払いを行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3カ月を要した為、納入後60日を超えて代金を支払った。

💡改正のポイント

手形を交付することや、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます。

②代金の減額

中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されます。



●違反行為想定事例

部品の製造委託に関し、単価引き下げ合意前に発注した部品について、引き下げ後の単価を遡って適用することにより、引き下げ前と引き下げ後の差額単価に相当する額を差し引いて代金を支払った。

💡改正のポイント

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くことは減額に該当し、禁止されます。

③協議に応じない一方的な代金決定
(改正により追加)

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定することです。

